

随意契約及び業者選定理由書（見積依頼）

工事名称 : 一般国道 307 号外 交通安全施設等維持修繕工事
（単価契約）（R4 枚方土木事務所）
工期 : 令和 4 年 7 月 1 日～令和 4 年 8 月 31 日
設計金額 : 6,065,400 円（予定）

○随意契約理由

本工事は、交通安全施設等にかかる緊急対応や維持修繕（以下、当該業務という。）を行うことを目的に実施するものである。

当該業務は、その性質上、年間を通じて絶え間なく実施体制を確保しておかなければならないものであり、現在、「一般国道 307 号外 交通安全施設等維持修繕工事（単価契約）（R3・R4 枚方土木事務所）」を令和 4 年 6 月 30 日までの工期で実施中であるが、今般、次期工事として予定していた「一般国道 307 号外 交通安全施設等維持修繕工事（単価契約）（R4・R5 枚方土木事務所）」が入札不調となり、連続した業務の実施が困難となっている。

当該業務の切れ目のない遂行は、常時、適切な道路管理を実施する上で必要不可欠なものであり、もし空白の期間が生じた場合には、重大な管理瑕疵を招く恐れのあるものである。そのため、「一般国道 307 号外 交通安全施設等維持修繕工事（単価契約）（R4・R5 枚方土木事務所）」については、再度入札公告を行い、発注するものとするが、次期工事契約締結までの間、当該業務を実施する工事（業者）を確保しておかなければならない。

以上の理由から、競争入札に付しては業者が決定するまでに相当の時間を要し、本工事は目的が達せられないため、複数の業者より見積りを徴取し、その中で最も低い価格を提示した者と地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項 6 号に基づき、随意契約を締結したい。

○業者選定理由

本工事は目的を達成するためには、高い専門性を有し、業務内容を熟知していることが必要であり、また、緊急時に際しては本現場を経験し、精通していることが必須である。

そこで、過去 3 箇年の同箇所での当該業務の実績を調べたところ、以下の 3 者が請け負っており、いずれも当該業務を確実にこなしていることから、この 3 者から見積りを徴取することとしたい。

工事名	工期	業者名
一般国道 307 号外 交通安全施設等維持修繕工事 その 2（単価契約）（R1・R2 枚方土木事務所 北部）	令和元年 8 月 6 日 ～令和 2 年 6 月 30 日	(有)サン・ウエストジャパン
一般国道 307 号外 交通安全施設等維持修繕工事 （単価契約）（R2・R3 枚方土木事務所 北部）	令和 2 年 7 月 1 日 ～令和 3 年 6 月 30 日	新栄企業(株)
一般国道 307 号外 交通安全施設等維持修繕工事 （単価契約）（R3・R4 枚方土木事務所）	令和 3 年 7 月 1 日 ～令和 4 年 6 月 30 日	関西交安工業(株)